

関西労災職業病 7月号

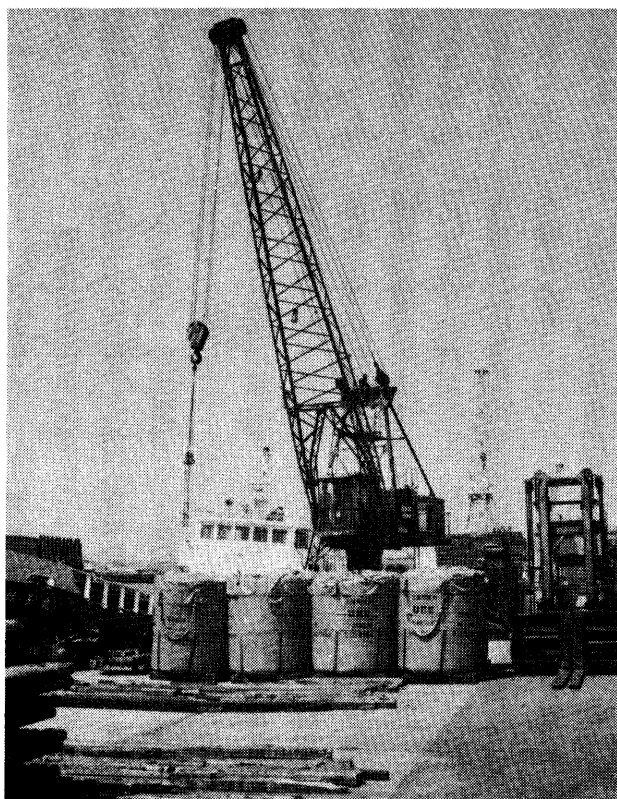
(通巻第187号)

関西労働者安全センター 1990.7.10発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕郵便振替口座 大阪6-315742

100円



◆目次◆

- 香港労働者健康センターが来日…………… 1
- 追悼 田尻さんやすらかに…………… 5
- 前線から(ニュース)…………… 6
- 労災補償ももし相談⑦…………… 10
- ここらの病気の話⑩…………… 11
- 続・胸部レントゲン撮影を考える①…………… 14
- 労災上積み補償を考える⑨…………… 17

致力保障工人健康！

アジアの安全センター運動の交流を

香港労働者健康センターが来日

七月二日から二七日にかけて、

医師二名を含む香港労働者健康センター（香港工人健康中心）と労災被災者権利擁護協会（工業傷亡權益会）のメンバー七名が大阪を訪れ、安全衛生活動、労災職業病闘争について安全センターや労組と交流を行った。

この一行は、神奈川労災職業病センター、労働者住民医療機関連絡会、関西労働者安全センターの招きで来日したもので、七月十三日から二二日までは首都圏でセンターや労組との交流を行ってきた。

基本的な法規制の欠如による

労働災害の多発

香港での労災補償は、日本のよう

な政府が管掌する労災保険制度はなく、使用者の補償責任が法律で定められているだけである。つまり、日本の労基署に該当する監督官庁が業務上災害であるかどうかを認定し、業務上であれば療養費、休業補償、遺族補償などを使用者が支払うことになる。したがって、使用者は民間保険会社の労災補償保険に加入し、保険料を払うシステムをとっている。

しかしその補償内容は、たとえば休業補償は平均賃金の三分の二で、最長支給期間は二年までと定められている（来年には彼らの運動の結果、三年に延びることになる）など、決して高度な水準とまでは言いがたい。

工業傷亡權益会は、こうした状況

下にある労災被災者を中心に組織している機関である。事務局長陳錦康氏によれば、年間の電話相談は六千件を越え、そのうち六百人が直接相談に訪れるという。一日二〜三件と



全港湾建設支部西成分会で

いう多さである。

日本と同様、香港も空前の建設ブームの最中にあり、建設現場での災害が多いという。日本に来る直前にも、ゴンドラに乗って窓拭きをしていた労働者一人が、ゴンドラを吊っていたワイヤが切れて転落する事故があり、權益会のメンバーが記者会見を行ったという。

陳氏によれば、香港の安全衛生法には細目規定がなく、特にクレーンやリフト、ブルドーザーの運転講習や資格試験の規定がないのだという。そのため労働者は、十分な知識のないまま機械を操縦することとなり、基本的な操縦ミスによる災害が後を絶たないのだという。彼らは、起重機等の操縦者に講習や試験を義務づけるよう政府に対し要望、運動化した意向のようだ。そのため、日本の規制の現状や講習等の規定を詳しく知りたいとしきりに言っていた。

また、企業ごとに政府の認定する

資格をもった専従の安全監督官がいるが、実効ある成果が上がっていないという。

仕事が終わってから

被災者の診察相談

香港工人健康中心にも医師グループが参加している。今回、つれあいの刈健珍医師と共に来日した医師の一人余徳新氏は健康中心の責任者として、健康中心の事務所で被災者の



香港工人健康中心の出版物

相談・診察に当たっている。香港では、労働者の健康保険制度が整備されておらず、そのため診療所を個人開業することがむずかしい。余医師も、公立病院に勤務するかたわら、ボランティアで健康中心で被災者の診察等を行っているという。

余医師を手伝っている医師は、つれあいを含めて六名。松浦診療所を訪問した余医師らは、自分たちの診療設備の貧弱さをおおいに嘆いていたが、被災者を前にして十分な医療活動を行えていないという実感があるのだろう。

香港工人健康中心の主たる活動は、被災者の補償獲得というよりも、全衛生教育活動や職業病の実態調査が中心のようだ。マンガをふんだんに取り入れた小冊子や隔月発行の機関誌『職業と健康』が印象的だ。読みやすさを念頭に置いた編集は学ぶところ大である。

各地で

わきあいあいの交流

関西での交流は、七月二二日の京都の観光に始まり、表のような日程で労組、医療機関を訪問した。

会社更生法・破産法下での自主生産闘争に質問が殺到した港合同の訪問や彼らの関心の的である建設現場、港湾荷役作業現場の訪問、振動病・マンガン中毒被災者としかに触れた紀和病院・松浦診療所への訪問、そして建設支部の組合員による心のこもったスキヤキパーティなど、彼らにとっても、またわれわれにとっても、課題の所在を問い直す有益な数日間ではなかったかと思う。

以下、香港グループの迎え入れに協力していただいた各労組に感想を願いました。

製油所の現場見学

全石油ゼネラル石油労働組合

七月二三日、「香港工会教育中心」「香港工人健康中心」および労災被災者権利擁護団体のメンバー、陳錦康、陳根錦、王志堅、黄美蓮、王少珍さんと交流させてもらった。

支部からは、組合の歴史、管理職の過労死や関連下請け会社で働く労働者の死亡災害など、今年堺製油所で相次いで発生している三件の労災について、具体的な活動内容を紹介。「香港には、製油所のような大きな工場はなく、大きいところでも数十人単位のものです」という彼（彼女）たちのこれからの活動にどれだけ参考になったかは、疑問の残るところだが、熱心にメモをとり、石油タンク建設現場のレッカー車を写真におさめるなど、その真面目な態度には、

大いに触発され勉強させられた。

幸いにして組合は、今年にはいつて、日本からファックス一枚で解雇された韓国のアジア・スワニーの労働者、フィリピンのKMU（五月一日運動）のメーデーへの参加、そして今回と、劣悪な労働条件、国家権力の弾圧などに対して苦闘する近隣アジアの労働者、活動家と交流する機会をもつことができ、わたしたちの活動をもう一度見つめ直す意味においても有意義なものでした。

とりとめもない話を通訳してもらった、前佐世保重工の竹林伸幸さんに謝、謝。（堺支部 山植 正二）

釜ヶ崎とスキヤキ

全港湾建設支部

七月二五日、大阪で一番暑い日と言われる天神祭りの日の、香港から安全、健康運動の八人の活動家を迎

えるということ、何をして歓迎しようかと考えたすえ「暑くて疲れている時にこそすき焼か焼肉かでもして汗をかいてエネルギーを補給しないとアカン」ということで準備することにしました。連日の三六度という猛暑で釜ヶ崎中心の三角公園の西成分会事務所も天王寺村にあるワーカーズ・ハウス（交流のいえ）も時代物のトタンぶきで、しかもクーラーなしというので「ええー!？」と参加辞退するメンバーが続出するなかで、それでも結構三十人ほど集まってなごやかな交流が始まった。釜ヶ崎の地区内見学、飛田遊郭、新世界などブラリ歩き、紙芝居屋が出て、めずらしいなどといっていると、そのおじさんがベラベラ中国語を話し始めるといったハブニングがあったりして、ともかくにも腹一杯飲んで食ってさわいでくつろいだ楽しいひとときの国際交流でした。

(野崎 健)

汗だくの港湾見学

全港湾大阪支部安全衛生委員会

今回の香港労災職業病活動家グループの受入れに関係した皆さん、大変ご苦労さんでした。

限られた日程の中であらかじめ予定された見学先などの連絡など、受け入れ側のご苦労は大変だったと思います。また、彼らグループの精力的な行動にも驚かされました。

大阪支部での受入れは、七月二六日であり、三六度以上の気温であって、歩くだけでも汗だくであったが、港湾での荷役作業の実態を見学してもらおうべく、内港埠頭である大正埠頭を分会のお世話で案内しました。

内港を案内中たえず香港の活動家達は、現場で足を止め内港で働く労働者の作業行動（玉掛け）・作業道具等に関心を持っていた様子であっ

た。その様子は非常に勉強熱心であることを私たちに感じさせた。香港での彼らの活動が精力的で積極的な活動を通じて、労働者へ安全の教宣・安全対策・被災者救済活動が行われていると感じた。

今後は、日本での労働環境の改善だけでなく、アジアの労働者と連携し解決しなければならぬ問題がますます増える。外国人労働者の浸透するなかで、労働災害と補償の問題解決には、アジアのネットワークが必要になってくる。

最後に、アジアでの安全衛生ネットワークが確立され、発展することを期待します。
(市川 正夫)

追悼

田尻さんやすらかなに

遺志受け継ぎ労災職業病闘争の前進を!

田尻宗昭さんが亡くなられた。全国労働安全衛生センター連絡会議が発足し、議長として私たちの先頭で頑張っていただけと信じていた矢先のことだった。

あの馬力、緻密さを兼ね備えた決断力と行動力は「すごい」の一語に尽きた。そしてなによりも、けれどもの正義感が爽やかだった。関西にも何度も来られ、多くの方々が田尻さんの話に感動し、中には涙を流された方もいたのではないだろうか。話がともうまかったし、説得力も抜群だった。暖かく、明るいお人柄があらゆる人を魅了した。東京都を退職後、神奈川労災職業病センターの所長になられてから私たちの関係が生まれたが、田尻さ

んが私たちの運動の中心に入って来られたことをみんなが歓迎し、期待していたのに、本当に残念だ。田尻さんが神奈川センターの最新ニュースの中で「労働省は労基法・

労災保険法の改悪の既定方針を貫こうと私は確信している。ここに運動を集中させることは、労災職業病闘争の一大テーマだ」と意気軒昂に語っておられたのが印象に残る。

「公害と労災職業病は根は同じ。生涯をこの運動に捧げる」と語っていた田尻さんの遺志をしっかりと引き継いでいかなければと思う。

990年(平成2年) 7月5日 (木曜日)

公害Gメン 田尻さん死去

四口市汚染クロム公害摘発



四口市の公害問題で、市民団体の活動が中心となり、四口市議会に公害問題の調査を求め、四口市議会は調査を命じた。市民団体の活動が中心となり、四口市議会に公害問題の調査を求め、四口市議会は調査を命じた。



田尻宗昭氏が死去
田尻宗昭氏が死去、享年72歳。長年公害問題に取り組んでこられた。田尻宗昭氏が死去、享年72歳。長年公害問題に取り組んでこられた。



公害との闘い誓う
田尻さん市民葬に5百人
田尻宗昭さんの市民葬が、1年後、東京労災職業病センターで開催された。



公害の根絶に生涯をささげた
田尻宗昭さんの市民葬に5百人
田尻宗昭さんの市民葬が、1年後、東京労災職業病センターで開催された。



公害Gメンとして活躍
田尻宗昭さん死
田尻宗昭さんが亡くなられた。長年公害問題に取り組んでこられた。

前線から

(株)シムラの労災被災者の不当解雇

団交開催求め

地労委闘争始まる

東南

ユニオンとうなん

かった経過を詳細に述べた。これまで志村社長は、解雇前に仲川君が再三痛みを訴えたことを否認し、(株)

主張に終始してきた。ユニオンは会社側の不誠実な姿勢を質す実質的団交の場として地労委に取り組んでいく考えである。

七月二十日、

入、昨年六月に労災認定を

シムラには腰痛を訴える者

◎

労災中の解雇撤回を求めて

得た。しかし会社側は労災責任を認めようとせず、団体交渉もそこそこに交渉を拒否してきた。そのためユニオンは抗議行動を重ね、再三団交を要求してきた。

はいないと、説得力のない

きた仲川君の地労委の審問が始まった。

仲川君は、

腰部圧迫骨折のタンクローリー運転手

再発認定勝ち取り

大阪 解雇通知撤回させる

ユニオンびびる

(株)シムラに就労していた八

六年夏頃から背中に痛みを

前号機関誌で報告したタンクローリー運転手Kさんの再発認定が下りた。Kさんは、八九年一月タンク洗浄中に転落し、腰部圧迫骨折になった。Kさんは治療

の継続を望んでいたにもかかわらず昨年十一月症状固

覚え、会社に対しても痛みを

を訴えていたが、翌年三月

会社側は、監督署の労災認定という事実を無視して、

実質的な交渉に応じてこ

会社は「アルバイトは働け

なくなったら辞めてもらう

副委員長の主訊問に立ち、

会社側は、監督署の労災認定という事実を無視して、

のが社会通念だ」と、仲川

君を解雇した。その後仲川

君はユニオンとうなんに加

悪化、会社は「働けないな

君はユニオンとうなんに加

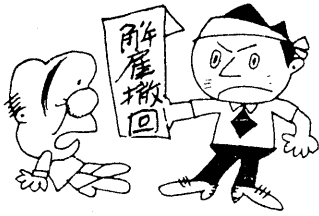
悪化、会社は「働けないな

悪化、会社は「働けないな

悪化、会社は「働けないな

ら辞めてもらおう」と解雇を言い渡した。Kさんはユニオンひごろに加入、センタ―とともに再発申請を行っていたが、この度再発の認定を得、再び治療継続、休業に入ることができた。

これによって解雇は、一時的に撤回されたが、完全な復職を果たすための治療とリハビリ就労を含めた会社との交渉が今後の課題である。



印刷工場の火傷災害 損害賠償訴訟

会社側責任認め

和解成立

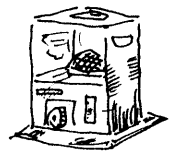
ユニオンひごろ

大阪中央

印刷工場での火傷の災害について、民事上の損害賠償責任について争っているユニオンひごろの〇君労災裁判について、大阪地裁で

和解交渉が進んでいたが、七月十二日に、賠償額一三五〇万円で和解が成立した。

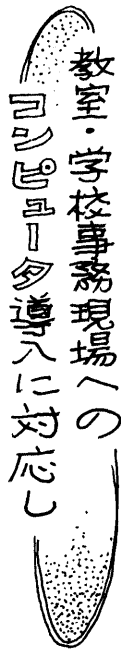
八五年十二月に災害が発生してから、四年が経過する今も〇君はリハビリテーションと輸血後肝炎のため療養を続けており、障害補償の障害等級など未確定の部分もあるが、口頭弁論で経営者、上司、本人の証人



度については、概ね労災障害等級七級に該当するとして原告が合意し、損害額を算定した。

調べが行われ、事件の事実関係、責任の所在が概ね明らかになったため和解に到ったものである。障害の程

これで、〇君の労災問題での使用者責任追及については、一応の幕をひくことになるが、今後は〇君自身の社会復帰について、ユニオンひごろを中心として援護活動が期待される。



大阪

VDT作業の学習会開催

大阪市教組事務職員部

六月二十八日、大阪市教職員組合事務職員部は、VDT作業の健康問題について学習会を開催した。

大阪市では、九〇年度から全国の公立小中学校にパソコン教室を設置するという文部省の方針に従い、す

でに中学校については八九年度段階で十校に設置を完了し、今後五カ年計画で全中学校に設置する計画としている。こうした設備は、技術家庭科の「情報教育」の授業で使用し、将来は理科などの科目での使用も考えられているとのこと。

また、学校事務についても事務センターを設置し、市内全校の学校事務を一括管理する方式を今年度より開始するため、VDT作業が学校に増えることになる。市教組では、こうした状況に対して、作業基準などを定める取り組みとともに、子供のVDT作業についてのどのように考えるべきかについて検討を開始している。今回の学習会では、そのための基礎的な認識を得るた

め、事務職員だけでなく技術家庭科担当の教員も対象が行った。今後の取り組みが期待される。

健康チェック・安全パトロールなど 今後の多彩な活動めざし…

泉州 連続安全教室開催

・白州労連・

泉州労連では、七月三日から三回にわたって安全教室を開始した。

泉州労連は、これまで職場安全パトロールなどの取り組みを進め、泉州地域の中小企業の安全衛生対策に力を尽くしてきたが、今回の安全教室をもとにさらに運動を強化するものとしている。とくに、今回の教室では、労働安全衛生法改訂にともない、一般健診、特

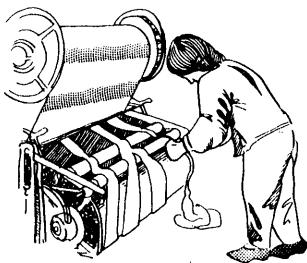
に行った。今後の取り組みが期待される。

トロールを地域単位で実施し続けている全港湾大阪支部安全衛生委員会の事務局が報告者となり討論が行われる。

同労連の今後の多様な安全衛生活動の展開が期待される。

殊健診を労組でチェックし、改善する運動、安全パトロール、職場点検のより効果的な運用などに照準をあて、学習する。

第一回は労働安全衛生法全般にわたる学習、第二回は健康診断、第三回は職場点検をそれぞれ主題として学習する。参加者は、そのたびにそれぞれの職場に照らし合わせて討論する。特に第三回の教室は、安全パ



中学校教諭の

くも膜下出血死

松原

公災認定もとの提訴

松原市の中学校教諭Fさんが八一年五月に「障害児」の体育授業時間終了直前にも膜下出血を発症、死亡した件について、遺族は公務災害認定請求を行ったが、地公災基金大阪府支部は、五九年三月に公務外決定を行い、支部審査会の審査でも棄却、基金審査会での再審査でも今年三月に棄却決定が下された。

その後遺族は行政訴訟を提訴するかどうか検討していたが、この七月十日提訴に踏み切った。

Fさんは、発症した前年度に生活指導主事としての

職務に奔走しており、発症した年度も、学級担任となり生徒の暴力事件の保護者への対応など精神的緊張が強いられた。被災当日にも夜に保護者宅を訪れる予定であり、極度の疲労の蓄積があったことが推測される。

しかし、基金は認定基準に該当せず公務外としている。この訴訟では、数字に現れにくい教師の精神的な疲労をどう評価するかが争点になることが予想される。センターとしても支援していきたいと考える。

大阪

南大阪労働フィールド合宿

今年も20名の参加にて

出席率89% ↓ 82%

今年も南大阪労働フィールド合宿が行われる。期間は八月九日〜十二日。例年実施されているフィールド合宿であるが、今年も京都府医大の学生を中心に約二

十名が参加予定である。今年も、従来受入れをお願いしているゼネラル石油、電通合同、港合同といった労組の他に、全港湾の高尾田辺や阪南港運といった分

会にも受け入れてもらうこととなった。

初日は、建設支部の尾崎氏から講演を受け、労組訪問・交流を行い、最終日二日に、松浦良和氏が医師の立場から講演を行う予定である。学生の活動の沈滞が言われる状況であるが、フィールド合宿は、学生と労働者が出会う貴重な機会として、大いに発展させていかなければならない。

労災保険と腰痛

椎間板ヘルニアは

⑦

労災ででない？

「ボルト・ナットを扱う倉庫作業を長年しています。箱詰め、運搬など結構な重量を毎日運んでいます。三、四年前から時々腰が痛くなることがあります。が、先日、中腰で箱を持ち上げようとして力をいれたとたんギックリ腰になり病院にいくと、椎間板ヘルニアと言われました。ヘルニアは労災にならないとききましたか？」



結論は、労災であり、労災保険の適用が受けられる、です。

腰痛の労災認定基準（基発七五〇号通達一九七六年一〇月十六日）の中では、「腰椎分離症、すべり症及び椎間板ヘルニアについては労働の積み重ねによって発症する可能性は極めて少ない」と書かれており、労災認定にはきわめて冷たい態度をとっています。

一方、「ぎっくり腰等の腰痛は、

一般的に漸次軽快するものであるが、ときには発症直後に椎間板ヘルニアを発症したり、あるいは症状の動揺を伴いながら後になって椎間板ヘルニアの症状が顕在化することもある

ので椎間板ヘルニアに伴う腰痛についても災害性の原因による腰痛として補償の対象となる場合のあることを留意すること。」として、災害性の椎間板ヘルニアは認めると明記されています。よって、今回のケースは

これにあてはまるので労災保険の適用となります。

また、長期間に、重量物の運搬や腰に負担のかかる不自然な姿勢を強いられる仕事の中で「椎間板ヘルニア」を発症した場合に認定されたケースは多くありますので、ヘルニアという病名だけで労災でないというのはあきらかな間違いといえるでしょう。

このケンサ何なの？

赤血球 (RBC)

男 四一〇万〜五三〇万個

女 三八〇万〜四八〇万個

(一マイクロℓ当たり)

からだ中に酸素を運び、炭酸ガスをもちさる役目。

低値・・・貧血

高値・・・脱水、多血症

いらいろの病気の話

①

分裂表病の治癒について — 小川・渡辺診療所 渡辺 折日雄

発病して急性状態にある患者に対する最初のアプローチには少し細かい配慮が必要です。患者は幻覚や妄想（多くは被害妄想）にとらえられていて、周囲に警戒的で環境の些細な変化にも敏感に反応する状態になっていることが多いのです。またはじめは自分のおかれた状況をただ何か不気味に感ずるだけで、自分でもはっきり言葉にしにくくて苦しんでいることもあります。こうした周囲に対する警戒や当惑から、なかなか自分の内心を訴えにくいのです。

まずは「受容」することから

こうした患者の心境を考慮にいれて、まず患者の不安や恐怖、猜疑などの心情をそのまま受け入れていくという接近が大切でしょう。これを「受容」といいます。むろん受容というのは、患者の言い分をそのまま認めるということではありません。また孤立して、不規則な生活になり、食事もとれず、睡眠もままならないという状態をそれによいというわけにはいきません。しかし、さしあたり、そういうふうになってしまっただ、ゆとりのない状態に追い込まれているという患者の窮地を理解し、そしてその中でひとりて悪戦苦闘していることを、「そういうことなら

本当にしんどいし大変だろう」というふうを受け止めていくことが出発点になります。

幻覚や妄想のさなかにあるときに、その考えの当否について議論しても、それがあきません。往々にして熱心な家族の方ほど患者のいう妄想に正面から打ちむかい、議論したり説教したりしがちですが、たいがい双方の疲労が深まるばかりで効果のないものです。

むしろ精神症状の結果として、あるいは随伴する症状としてでてくる身体的な苦痛について話し合う方がずっと通じやすいことがあります。つまり、眠れない、食欲がない、

身体がしんどい、あるいは、病的な体験に関連しての身体の不調について、中心的な精神症状はとりあえず横において、とりあえず眠れるようになったららくになるだろう、食事がもすこしとれるようになったらよいのではないかとということ、治療とむずびつけていく方が賢明ではないかと思えます。

医療を受ける患者の希望に留意

また、医療に導入する場合に注意しなければならぬのは、本当に医療を求めている事情は何か、誰がなぜそれを求めているのかということ、まわりの心配と、患者自身の希望は区別した方がよいです。そして、周囲の人々の心配に対処しながら（たとえば単身の患者の場合、患者のすむアパートの管理人など）、できるだけ患者自身が自分なりに納得した動機をもって医療機関を訪ね

ることができるようになることが長期におよぶ治療の初期の大切な留意点です。初期の拙速は、のちのち治療に悪影響をあたえます。わたしたち治療者側が、まず気を使うのもこのあたりです。

さて治療が開始されると、治療スタッフが中心となつての治療的プログラムが組まれていきます。入院によって治療が開始された場合など、

入院とほぼ同時に社会復帰に関するおまかな見通しがたてられなければなりません。これをあいまいにしておくと、退院が先にのびて、タイミングを失ったりして、患者の医療不信をつくってしまうことになりかねません。

効果的な薬物療法の活用を

薬物については、有効な薬物がいりありますが、服用中にどうしても随伴する副作用もあります。対

策を立てうるものも多いので患者と家族の方は、医師の説明をきいて、患者が副作用のために服薬を中断したり医療不信におちいらぬように配慮する必要があります。副作用の多くは服用している間だけのことで、あとに残るものは少ないので、このことにあまり過敏になつて薬物療法のメリットを軽視してもいけないでしょう。

分裂病は対人関係の病い

必要な周囲の人の援助

さて、治療の初期を通過して、はげしい症状が一段落しますと、発症にいたる経過や発病を左右した問題について振り返ってみることが多いのですが、患者の持っている弱点と発症との関係についてある程度の見当をつけることができます。そうすれば再発を防ぐのに参考になります。治療の方法として、個別のカウン

環境をまもる 情報をつかむ

情報公開制度で暮らしと環境をまもる

医師
中桐伸五・編



ラルフ・ネーダーの警告

いまこそ、すべての運動に
情報公開制度が
必要だ!



国際シンポジウム(ネーダーとアスベスト)環境問題を考える
第一巻 中桐伸五編 定価1350円(本体731円)

環境をまもる情報をつかむ

●情報公開制度で暮らしと環境をまもる

セラリングの他に、集団療法や芸術療法、作業療法や、リクリエーションを通じた治療など、それぞれ特徴のある治療方法があります。分裂病は対人関係の病であるともいわれます。さまざまなやり方がありますが、要するに社会的対人関係の中に安定して参加できるようにするためのいろいろな工夫といえます。

そして、デイケア、作業所、グループなどが病院の他にも保健所、診療所、家族会などによってこころみられています。最近では次第に数も増え内容も多様化していますから、地域のそうした社会資源を上手に活用して安定した社会復帰を計画することが大切です。保健所の精神保健相談などを十分に活用すべきでしょう。

分裂病の治療で重要なことは、その治療の過程に多くの人の関わりが必要であって、患者と家族の孤立した努力だけではうまくいかないことが多いことです。人々の援助にたよってはじめて、余裕をもって治療が進行します。あせらず、あきらめず、閉じ込められず確実に治療をすすめたものです。

■本書はラルフ・ネーダー国際シンポジウムを契機に編集されました。アスベスト等の有害物質規制に不可欠な情報公開制度を求める貴重な提言です。ぜひ御一読を。

執筆者(執筆順)

中桐伸五(自治労顧問医)・車谷典男(奈良県立医大講師)・森田明(弁護士)・三宅弘(弁護士)・伊東彰信(全港湾中央本部)・奥津茂樹(情報公開法を求める市民運動事務局長)

関西労働者安全センターにて取扱中

領布額 一三五〇円



胸部レントゲン撮影を考える

続その1

放射線被曝と労働研究グループ

最近の状況について

はじめに

働く者の命と健康を守る取り組みの一環として、年一回の定期健康診断をよりよいものにしようという取り組みが多く、労働組合で行われています。その中で一番問題となっているのがレントゲン間接撮影です。おかげさまで当センター発行の「胸部レントゲン撮影を考える」というパンフレットも増刷を重ね、多くの方に活用されています。

最近の状況についてシリーズでパンフレットの補足をしたと思います。

「結核」のイメージを変えよう

まず、胸部レントゲン間接撮影は、結核予防法で十九才以上の人に年一回撮るよう義務づけられています。

「結核」といえば、トーマス・マンの『魔の山』のように、長期転地療法を要する病気という、何か暗いイメージがつきまといまいます。日本でも大正から戦前にかけて、『女工哀史』や『野麦峠』のように紡績業に働く女子、少年労働者の間に流行し、それが農村から兵舎まで若年者の間に蔓延しました。一九四〇年代半ばまで死亡率の第一位を占める病気でした。

しかし、一九五〇年代以降医学の

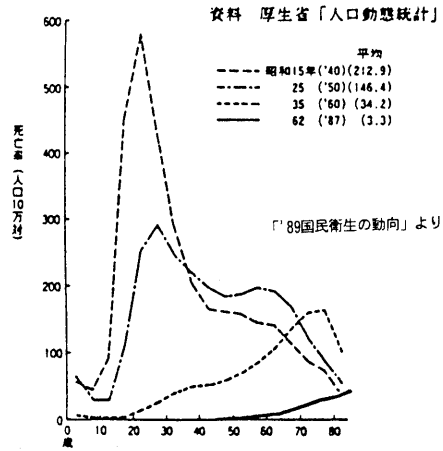
発達で、結核もたとえ罹患したとしても、化学療法すなわち薬の服用によって治癒する病気になりました。

現在では抗生物質リファンピシントイソニアジドの併用で、入院せずに通院だけでほぼ一年以内に治る病気になりました。

減少する死亡率と罹患率

そのため、左の図のように死亡率は年々低下し、八七年では人口十万人に対して、三・三人という低いレベルになってきています。また、罹患率も乳幼児期からのBCG接種などの予防によって八八年では十万人

年齢階級別の結核死亡率の推移 (主要年次)



に対して四六・二人とかなり低くなっています。下図のように、特に若年層の罹患率は〇〇十四才で二、三人(人口十万人に対して)、十五才で十四才より二九人とかなり少なくなっています。死亡率で見れば、ほぼ五十才以上にならないと死亡しないようです。すなわち、もはや結核は若年者ではほとんどかからない、たとえかかったとしても死亡にいたらない病気になっています。このことを正しく認識して「結核」

のもつイメージを変える必要があると思います。

WHOが集団検診の

効果を否定

日本ではあまり知られていないことですが、WHO(世界保健機構)は集団検診について古くから否定的な立場をとってきました。

一九六四年の第八回結核専門委員会では結核の発病形式にさかのぼって検討を加え、次の見解を発表しました。

- ① 年一回の集団検診をくり返しても、なお重症となって発見される患者は後を絶たない。
- ② 集検をくり返しても集検で発見される患者は一部だけで、多くは咳や痰を訴えて医療機関に受診して発見されている。
- ③ 発見された患者でみてみると、多くは症状を訴えている。

活動性結核の分類別・年齢階級別・新登録患者および罹患率 (人口10万対)

昭和62年(1987)

年齢階級	新登録患者総数	活動性結核					不明	新登録患者総数 罹患率 (人口10万対)	
		活動性肺結核			非感染性肺外結核				
		活動性肺結核患者総数	感染性		非感染性				
			総数	広汎空洞型		その他の感染性			
総数	56 496	52 044	27 267	1 035	26 232	24 777	4 452	—	46.2
0-4歳	279	222	24	—	24	198	57	—	3.9
5-9	173	147	5	—	5	142	26	—	2.2
10-14	272	216	34	2	32	182	56	—	2.8
15-19	1 305	1 217	467	9	458	750	88	—	13.5
22-29	4 395	4 068	1 953	38	1 915	2 115	325	—	27.1
30-39	5 565	5 114	2 652	94	2 558	2 462	449	—	29.1
40-49	6 770	6 121	3 382	189	3 193	2 739	649	—	38.3
50-59	10 879	9 834	5 477	266	5 211	4 357	1 045	—	70.3
60-69	11 603	10 536	5 654	229	5 425	4 882	1 067	—	110.9
70-79	15 256	14 566	7 616	208	7 408	6 950	690	—	171.5
不詳	3	3	3	—	3	—	—	—	—

資料 厚生省「結核登録者に関する定期報告」

『89国民衛生の動向』より

すなわち、一年以内の短い期間に発病する患者が多く、八〇%ぐらいが自覚症状を訴えて、病院、医師にかかり、そこで結核の診断を受けているのが現状です。

集検の中止を勧告した

WHO

さらに十年後の一九七四年、第九回結核専門委員会ではこの考えを支

持し、無差別のレントゲン間接撮影による集団検診の中止を勧告しています。

レントゲン間接撮影による集検は新発見患者のわずかししか発見できない。有病率が高くても高価で、多くの技師や医師を必要とするなどを理由にあげています。

これを受けて、アメリカでは七六年に間接撮影による集団検診は中止されました。日本でも七三年に小、

中学生への撮影回数が見直され、八年には高校生も見直され、現在では小一、中一、高一での撮影のみに削減されました。しかし、十九才以上では年一回の撮影は未だに中止されようとしていません。これは医学的な根拠やメリットのはっきりしなまま続けられ、無用な被曝を強制するだけのものです。(つづく・次回は世界の国々の状況)

出・稼・過・労・死

柴田訴訟

判決

大阪高裁

一〇〇七号

法廷

九月十九日

午後一時より

前号で傍聴参加を呼びかけた、出稼労働者の脳卒中労災認定訴訟、柴田訴訟の控訴審判決言渡し法廷が、七月二五日から九月十九日に延期されることになりました。判決期日の五日ほど前に、裁判所から代理人に連絡があったもので、控訴審法廷自体は原告(被控訴人)柴田さん側に有利に進行したとはいえ気を揉ませるものです。七月二五日に法廷に駆けつけてくださった方々に連絡が充分でなかったことをお詫びするとともに、改めて九月十九日の判決法廷への参加を呼びかけます。

労災上積み補償を

考へる

⑨

五 臨時社員、パートなど

への適用

労災上積み補償協定はあるが、雇用形態の上でいわゆる正規の社員でないことから、災害にあっても適用されないというケースがよくある。

しかし、その会社で働く労働者のかなりの割合を「準社員」とか「臨時社員」やパートタイマーでしめていながら、あくまで正社員でないからということになっていまい。しかも、その会社の労働組合（正社員の）自身もそのことが当然であると思っっているケースが多い。

使用者の側からすれば、上積み補償が一種の功労報償制度と考えれば

差を設けるのは合理的ということになろう。しかし、いまさらここで述

べるまでもなく、雇用形態の違いはあくまでも経営の都合によるものであって、その区別を上積み補償の差別にまで拡大するいわれは少しもない。当然のことながら、労災保険では雇用形態にかかわらず、業務上災害、通勤災害に遭遇すれば補償給付をうけることになる。そして災害の原因が使用者の責任による場合には民事上の損害賠償請求もできることになる。

ようするに雇用形態がどうであれ労働災害には変わりがないわけである。仕事にどの程度責任を持ってあるのかとか、残業をするかしないかなどは労働災害の「質」に何のしか

わりあいもない。それを労働組合自身が、差別を当然であるかのように受け止めてしまうケースがあるのは極めて残念なことだ。

古いデータだが昭和五六年に労務行政研究所が実施した調査によれば、嘱託を補償の適用対象に入れている企業は調査対象の内に五三・〇%、臨時工で二一・四%、パートタイマーで二〇・三%にすぎない。この現状は極めて不合理なものと言わねばならないだろう。

全国金属労働組合の「労災補償協定基準案」では、第二条（補償の対象）の第3項で次の規定を入れている。

「この協定は、臨時工、パートタイマーなど雇用の形態にかかわらず、会社に働くすべての労働者に適用する。」

この問題は、すでに協定を結んでいる労働組合の点検課題でもある。

六月の新聞記事から

六・二

二日午前十時ごろ愛媛県今治市小浦の岸壁で修理中の神運汽船所属のタンカー「ふじがわ丸」(九九八ト)の機関室から出火、機関室内で作業をしていた、下請け会社の作業員鳥生清さんが取り残されて死亡。

六・一五

同部交換のため両機とも停止。これにより福島第二原発は全部停止したことになる。
放射性廃棄物持ち込みを拒否する「県条例制定」をめざしている、岡山県内の住民グループが一五日、三〇万署名を目標に運動をスタートさせた。

六・三

二日午前零時半ごろ、住之江区南港東三丁目の市道交差点で、ミナトヤ運送のトレーラーの牽引車が中央分離帯に衝突横転、運転手の岡本博文さんは即死。

六・二六

一四日十時半ごろ大阪府門真市の松下電子部品の回路基盤事業部での薬品事故による全身火傷で入院、二五日死亡。

六・七

滋賀県労基署は五日、竜王町山之上のダイハツ工業滋賀工場で昨年十二月と今年四月に、相次いで発生したロボットによる労災死亡事故を重視し、大阪本社大須賀社長を呼んで警告書を出した。

六・二四

二四日午前十一時四十五分ごろ愛媛県西宇和島三崎町の沖合三キロの豊後水道で、南和海運の鋼材貨物船「第88隆山丸」(四四九ト、六人乗組)がパナマ船籍のケミカルタンカー「ヘッグ」号(五、二二六ト、二人乗組)と衝突し、一人死亡・一人行方不明。

六・八

七日伊豆諸島三宅島の東八二・四キロの太平洋上で宮崎県の塚本水産所属の「第八優元丸」(五九ト、一人乗組)とノルウェー船籍の貨物船「ノバル・チェリー号」(二〇、九八ト、二人乗組)が衝突、海に投げ出された「第八優元丸」乗組員のうち一人が行方不明となり、救助された四人のうち三人は怪我をしている。

六・二九

二九日午前一時ごろ愛知県豊橋市石巻平野町豊橋煙火会社の花火工場で爆発、従業員的女性四人・男性一人が死亡、五人が負傷。

六・三〇

関西電力の株主総会に「脱原発へ！関西電力主行動の会」のメンバーが出席し、事前に提出していた一〇〇〇項目の質問の回答を求め、次々と質問を浴びせかけた。

六・一三

一二日福島県に入った連絡によると、同県双葉郡檜葉町の東京電力福島第二原発の一号機、四号機の再循環ポンプ軸部で異常が発生し、

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 普通1340284
 ☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

『ふる本の時代屋』

不要になった本がありましたら下さい。とりに行きます紙谷まで

※コミック(まんが)

大阪市此花区伝法4-2-39 2F ☎(06)465-5441

此花労働者センター

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
 TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672